

# 「六甲有馬・淡路島エリア」活性化に向けた広域プロジェクト創設支援業務仕様書

## 1, 委託業務名

「六甲有馬・淡路島エリア」活性化に向けた広域プロジェクト創設支援業務

## 2, 事業目的

本事業は、「兵庫県域の大阪湾バイエリア活性化基本方針(令和 5 年 3 月策定)」に基づく神戸淡路エリアの広域プロジェクトとして、都市近郊(神戸・大阪)にあり、『山』『海』の自然・気候・文化・食を活かしたリトリート環境により、世界クラスの WellnessDestination エリア形成を目的とする。

2030 年を目途に神戸空港国際線定期便就航、IR 開業、ラグジュアリーホテル開業に伴うインバウンド旅行者の増加を見据え、従来の物見遊山・団体型から上質本物志向・高付加価値型へのシフトチェンジモデルを創出する。そのうえ、旅行者と地元住民のウェルネス両立を図ることで、旅行者の外貨獲得と地元の暮らし・産業の豊かさの実現を目指す

本事業では、旅行商品造成・販売への特化だけでなく、ウェルネスや地域活性化の専門家で構成する検討ワーキングを設け、地元の行政の参画の元、議論する中で、地力となる受入基盤(ヒト・モノ・コト・交通)整備に向けての地元の行政(県・市)や事業者の取組課題を整理し、今後の目指す姿と取組の方向性を明確化する。

そこで、「六甲有馬・淡路島エリア」活性化に向けた広域プロジェクト創設支援業務(以下、「業務」という。)に係る業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

## 3, 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4, 委託費

3,000,000 円以内(消費税及び地方消費税含む)

## 5, 業務内容

### (1) 調査・検討事項

#### ① 国内外ウェルネスツーリズムの市場調査

ウェルネスツーリズム市場(旅行者数、サービス数、経済規模)の数年間の推移、旅行者層の特性、1回の旅行辺りの平均滞在日数や平均消費額等をデータに基づいた調査結果をまとめる。

<企画提案時>

上記記載の内容含めて調査可能な項目案について記載すること。

#### ② 六甲山、有馬温泉、淡路島の地域資源洗い出し

①の内容を踏まえ、深掘すべき六甲山、有馬温泉、淡路島の地域資源の洗い出しを行う。

<企画提案時>

「ヒト・モノ・コト・交通」の4つジャンルそれぞれにおいて5項目以内で地域資源、及び本プロジェクトの構想を踏まえたうえでの問題点について記載すること。

#### ③ 地域資源の現状、課題の整理、あるべき姿の検討

①②の内容を元に、広域プロジェクトを展開するうえで、地域資源毎のあるべき姿を検討する。

【報告書様式】

・本紙(Word形式、ページ数問わず)

調査内容、議論内容をすべて含めたもので、兵庫県ホームページへの掲載を想定

・概要版(PowerPoint形式、10ページ以内)

報告会や今後の展開の際の説明資料としての活用を想定

#### ④ 複数パターンのモデルコース検討

山のエリア(六甲山、有馬温泉)/海のエリア(淡路島)を網羅したうえで、ターゲットとなる国・地域、年齢層、訪日目的、交通手段等想定されるシチュエーションを元に複数のパターンのモデルコースを検討する。

<企画提案時>

想定されるシチュエーションを複数パターン示すこと及びモデルコース案を1事例示すこと。

### (2) 企画・運営事項

#### ① 「ウェルネス」「地域活性化」分野の専門家検討ワーキングの運営

(1)①～④の検討にあたっては、専門家で構成する検討ワーキング(以下、WG)を活用すること。以下のWG活用要件に基づき運営する。

【WG活用要件】

・実施回数:3回

なお、3回中1回はウェルネスのテーマで誘客を実現している先進事例の視察を実施。

### <企画提案時>

先進事例の紹介とそのコンテンツ、成功要因に関する分析を行うとともに、視察行程案を示すこと。

- ・実施時期: 契約開始日から令和6年12月末まで  
受託者からの要請に基づき県で専門家と日程調整を実施
- ・役割分担: 【県】専門家との日程調整、陪席者の調整  
【受託者】論点作成、資料準備、議事進行、議事録作成
- ・費用負担: 【県】専門家招聘手続き(報償費・交通費)  
【受託者】その他経費

### <専門家一覧(6名)>

(一社)ひょうご観光本部 ツーリズムプロデューサー	古田 菜穂子	ツーリズム全般
(株)CCC メディアハウス メディア・プロモーション局長 兼 コンテンツスタジオ局長	阿部 剛	プロモーション
(株)HANDS ON JAPAN 代表取締役社長	大橋 健太	インバウンド誘客
(株)LA CARPE 代表	新井 ミホ	美容分野 PR
神戸大学 大学院工学研究科 市民工学専攻 教授	織田澤 利守	都市計画・交通
兵庫県 政策アドバイザー	岩浅 有記	自然環境 アドバンチャー・ツーリズム

なお、上記専門家に加え、神戸市、淡路市、洲本市、南あわじ市、一般社団法人淡路島観光協会、兵庫県も陪席として、WGに参加する。

## ② 調査・検討事項に関する報告書作成

(1)①～④の検討事項についての報告書を作成する。

## ③ 報告会の企画、運営

検討における成果物(報告書概要版、モデルコース)を当該エリアの行政や事業者向けに普及するための報告会の企画・運営を行う。

### 【実施要件】

- ・実施時期: 令和7年2月～3月
- ・実施内容: 以下、内容を含めること
  - A) 基調講演①: 兵庫県域の大阪湾ベイエリア活性化基本方針について  
(講師: 兵庫県域の大阪湾ベイエリア活性化推進協議会 企画委員会 委員より1名)
  - B) パネルディスカッション: ベイエリアプロジェクトの令和6年度進捗状況  
(パネラー: 兵庫県域の大阪湾ベイエリア活性化推進協議会 企画委員会 委員 10名)
  - C) 基調講演②: 「六甲有馬・淡路島エリア」活性化に向けた広報プロジェクト Wellness Destination(仮)による地域の活性化について  
(講師: 検討ワーキング専門家より1名)

※上記 A,B については、以下のページよりこれまでの検討状況を確認すること

○兵庫県域の大阪湾バイエリア活性化基本方針

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk61/documents/beiasshuku.pdf>

○兵庫県域の大阪湾バイエリア活性化に向けた取組み

企画委員会 令和5年度 第5回

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk61/bay.html>

- ・定員:20名程度+オンライン
- ・対象:対象エリア内の民間事業者、行政、関連組織、  
今後対象エリアへの進出を検討している事業者 等
- ・会場:関西圏
- ・参加費:無料
- ・費用負担:【県】企画委員会委員10名分(報償費・交通費)  
【受託者】業務内容にかかる費用

#### <業務内容>

No.	業務内容	特記事項
a	イベント内容の企画	
b	参加者募集チラシ(電子媒体)の作成	
c	参加申し込みの受付	県の簡易申請システムを使用可
d	会場借り上げ	
e	会場レイアウトの検討、レイアウト図の作成	
f	台本の作成	
g	参加者に配布する資料の作成、封入	
h	参加者用の名札の準備	
i	(当日)会場設営、必要に応じて転換、原状回復	県より作業要員2名派遣可
j	(当日)映像、照明、音響	
k	(当日)オンライン視聴対応	Web 会議システムは県システムを使用(Teams)
l	(当日)受付・誘導、会議資料配布	県より作業要員3名派遣可
m	(当日)司会	
n	(当日)記録写真撮影	
o	結果概要の作成	
p	基調講演の謝礼の支払い	
q	その他、イベントの企画運営に関すること全般	

## 6, 納品物

(1) 業務終了後は、下記成果物を提出すること。

成果物は提出を受け、検収に合格した後に引き渡しを受けるものとする。

No.	成果物	納入方法	納入期限
a	ワーキング議事録	編集可能な 電子データ (電子記録媒体 /メール等)	実施後3週間以内
b	成果物(報告書/モデルコース)		2024年12月末
c	報告会実施報告書(結果概要・記録写真)		2025年3月末

(2) 納品先

兵庫県企画部 SDGs 推進課

(3) 納品期限

県と協議の上、決定する。

## 7, 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

## 8, 留意事項

(1) 著作権

制作したデザイン及び内容の著作権は、兵庫県に帰属するものとする。

成果物に関しては、今後の活用に合わせて兵庫県の責任の下変更して活用することを前提とする。

(2) 委託者への損害賠償

受託者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(3) 疑義等

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議のうえ、決定するものとする。提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。